

## 掛川市水道事業指定給水装置工事事業者に関する取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規則（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づく指定工事業者の指定の取消し、第9条の指定の停止に係る措置の取扱い及びその他の事務処理について必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 管理者は、次に掲げる事項に関し、その適否を審査させるため、掛川市水道事業指定給水装置工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 規程第8条の規定に基づく指定工事業者の指定の取消
- (2) 規程第9条の規定に基づく指定工事業者の指定の停止
- (2) その他管理者が必要と認めた事項

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員若干人をもって構成する。

- 2 委員長は、上水道担当課を所管する担当部長の職にある者をもって充て、副委員長は、上水道担当課長の職にある者をもって充て、委員は、上水道担当課職員のうちから委員長が命ずる。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の前任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員全員の賛成をもって決する。

### (報告)

第7条 委員長は、会議の結果を管理者に報告しなければならない。

### (違反行為等の処分基準)

第8条 管理者は、別表1に定める違反行為等の種類及び程度に応じ違反点数を決定する。

- 2 管理者は、違反点数を決定し、その点数が-10点以下の場合は、当該指定工事業者に対し、違

反行為等に係る注意書（様式第1号）により通知する。

- 3 管理者は、前項の規定により決定した指定工事業者の違反点数が別表2の処分基準点数の欄に掲げる点数に達したときは、第2条に規定する委員会の調査審議に付し処分を決定する。
- 4 管理者は前項の規定により処分を決定したときは、指定工事業者に対して違反行為等に係る処分通知書（様式第2号）により通知する。
- 5 各違反行為等ごとの違反点数の有効期間は、当該違反行為等のあった日（以下「行為日」という。）から起算して3年間とする。ただし、行為日から違反行為等を確認した日までの期間が1月を越える場合は、当該確認日を行為日とみなして有効期間を算定する。
- 6 指定工事業者の違反点数は、前項に規定する有効期間中のものであっても、当該指定工事業者が指定の停止を受け、当該停止期間が満了したときは、すべて消滅する。
- 7 指定の停止を受けた指定工事業者が当該停止期間の満了日から3年以内に再度違反行為等に該当したときの、当該再度の違反行為等の違反点数は、別表1に定める当該の違反基準点数（再度の違反行為等が前回の違反行為等と同種類の場合は、前回決定を受けた違反点数）に3を乗じて得た点数を限度として加点を行うことができる。
- 8 指定の停止を受けた指定工事業が指定の停止確定日以前に申請した給水装置工事については指定の停止期間中であっても、給水装置工事を施工し完成検査を受けるものとする。

（委任）

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

第 号

年 月 日

様

掛川市水道事業管理者

掛川市長 氏 名

違反行為等に係る注意書

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規則（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号。以下「規程」という。）第8条又は第9条の規定に違反する行為等があったので（再度違反する行為等があったので）、再度違反行為等を起こさないように嚴重注意する。

なお、今後再度違反行為等を起こした場合は処分の対象となるので、十分注意すること。

記

1 理 由

2 関係条例等 該当

3 違反点数

4 決定日 年 月 日

第 号

年 月 日

様

掛川市水道事業管理者

掛川市長 氏 名

違反行為等に係る処分通知書

掛川市掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規則（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号。以下「規程」という。）の規定に違反する行為等があったので（再度違反する行為等があったので）、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者に関する取扱要綱の規定に基づき次のとおり処分をする。

記

1 理 由

2 関係条例 条例第10条第2項第 号該当

3 処分内容

4 処分期間 年 月 日から 年 月 日まで

別表 1

違 反 行 為 等	違反点数
(1) 指定工事事業者として自己の名義を他の者に貸与したとき。	-20
(2) 担当給水装置主任技術者の監理の下に、工事を施工しなかったとき。	-5
(3) 竣工検査時に市の求めに対し正当な理由なしに担当給水装置主任技術者又は他の主任技術者が立ち会わないとき。	-10
(4) 違反行為等に係る注意書に従わなかったとき。	-10
(5) 申請の許可前に給水装置工事を施工したとき。	-5
(6) 申請の内容を偽って給水装置工事の申請をしたとき。	-5
(7) 「掛川市給水装置工事設計・施工基準」に適合しない給水装置を協議なく使用し給水装置工事を施工したとき。	-10
(8) 引渡し前に給水装置工事の検査を実施しなかったとき。	-5
(9) 道路占用許可申請、河川占用許可申請等に関する書類が適切に処理されていないとき。	-5
(10) 竣工検査時の指摘事項を10日以内に処理しなかったとき。	-5
(11) 無断通水、メーターの不正工事をしたとき。	-20

別表 2

処 分 基 準 点 数	処 分 の 内 容
違反点数の合計が-10点を超えたとき	指 定 の 効 力 の 停 止 1 月
違反点数の合計が-20点を超えたとき	指 定 の 効 力 の 停 止 2 月
違反点数の合計が-30点を超えたとき	指 定 の 効 力 の 停 止 4 月
違反点数の合計が-40点を超えたとき	指 定 の 効 力 の 停 止 6 月
違反点数の合計が-50点を超えたとき	指 定 の 取 消